

中学生の「税についての作文」

次代を担う中学生が、私たちの身近な生活環境と税との関わりについて関心を持ち、税への理解を深められるよう、全国納税貯蓄組合連合会および国税庁が主催する中学生の「税についての作文」の募集が毎年行われています。今回も本区の多くの中学生が応募しました。

その中から、平成27年度「東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞」を受賞した、銀座中学校の秋山万優子さんと日本橋中学校の平田生吹さんの作品をご紹介します。

国税務課管理係
☎(3546)5265

「消費税を受け入れやすく」

銀座中学校 秋山万優子
税金の中でも、私が最も身近に感じるものは、消費税です。以前から存在しているものですが、昨年、税率が5%から8%に上がったことにより、消費税を意識するようになり、消費税を意図するようになり、普段利用する都バスや電車の料金が1円単位になり値上がりしたこと。自動販売機の飲料が10円単位で値上がりしたこと。父母が出来るだけ増税前に大きな買い物をしてしようとしていたことなど、身近なところで、ある日、境に变化が起きました。それはあまり嬉しい変化ではありませんでした。しかしこの変化は、税金に無関心だった私に興味を持たせる良い機会となりました。

税金は、国の収入です。平

成27年度の租税及び印紙収入で賄われる額は、歳入全体の6割弱を占めていました。その税収の約3分の1が消費税です。つまり消費税は、最も重要な税収の一つなのです。国はこのようにして得た収入の約3割を、社会保障にあてています。社会保障とは、私たちが安心して生活するために必要な公的サービスのことで、すでに年金で生活している私の祖父母は、その恩恵を受け、安心して暮らしています。日本が世界屈指の長寿国になったのも、国のそのような安定したシステムのおかげでしょう。また、私たち中学生のために、義務教育への負担というかたちで税金が使われています。日本の子どもたちが、わけへだてなく教育を受け、わけることができる、すばらしい公的サービスです。このように、安心して暮らすために、身近なところで税金は使われています。

ただ一方で、消費税が上がると、人々の購買意欲は薄れ、世の中が不景気になることもあるでしょう。物の値段が上がることは単純に気分が良いものではないです。しかし、国の収入を増やすために増税がやむを得ないのであれば、一方で消費者が増税を受け入れやすくするために、対策をとる必要があると思うのです。以前、新聞に折り込まれていたチラシに、「新聞などの活字文化に軽減税率を」とありました。軽減税率とは、生

活必需品である特定の商品だけ消費税率を低く定めるといって、消費税率の一つです。実際、ヨーロッパの国々で採用され、その国民の多くが不満を持つことなく受け入れていくようにしています。私も、日本も例えば、主食である「米」、和食に欠かせない「醤油」や「味噌」に軽減税率を適用してはどうかと考えました。こうした対策が、国民の消費増税への不満を和らげることにつながると思うのです。

今後私たちが成長するにつれて、税による負担や受益により関わるようになっていきます。将来を見据えると、誰もが安心して暮らせる幸せな社会をつくるためには、税金が必要不可欠です。だからこそ、国民の義務である納税をしっかりと果たしていこうと思います。

「税金と借金」

日本橋中学校 平田生吹
私は、この作文を書く前に、税金が何に使われているのだろうと思ひ、両親に聞いたり、図書館やインターネットで調べたりしました。そこで、初めて、日本には何千兆円もの借金があるということを知りました。

2014年に国民が納めていた税金は、50兆円。その他の収入の4・8兆円を合わせると、国の収入は、54・8兆円です。しかし、国の歳出は、95・8兆円です。この足りない41兆円は、借金で賄っているのです。2014年の借金は41兆円ですが日本は40年以上もの間ずっと、収入の不足分を補うために、借金を続けてきました。その結果、借金

は、2015年3月で約1053兆円となりました。これは、国民一人当たり830万円の借金になります。この借金の額は、2015年末には約1167兆円になると言われています。また、オリンピック開催などに伴って、借金はどんどん増え続けるとも言われています。そしてこの借金を返すことになるのは、私達国民です。そのため、この前の4月に消費税が上がって、今度もまた上がる予定があるように、他にもいろいろな所でたくさん税金を納めることになると思います。

では、なぜ税金をどんどん増やさなければならぬほど、日本は借金をしてしまっているのでしょうか。理由は、主に二つに分けられます。一つ目は、税金を無駄遣いしていることです。2015年6月の発表では、無駄遣いが合計528件、4102億円もありました。例えば、少し前の情報ですが、2012年に、インフルエンザのワクチンの有効期限が延長されるのが伝わらず、約5200万円分の有効期限内の薬が廃棄されていたことがありました。二つ目は、会社員や公務員が受け取る給料から、自動的に税金が引かれる源泉徴収制度があるということです。この制度があることにより、会社員や公務員は、税金を取られているという意識が薄く、税金の使い道に無関心な人が多く、あきらめてしまっている人が多いと言われています。

このことから私は、まず、政府がもっと税金に関するいろいろな資料を、積極的に国民全員にとって、分かりやすく公表すべきだと思います。また、国民も税金について関心を持ち、自分達がどれくらい税金を納めているか、その税金が何に使われているのか、さらに借金がどれだけあって、どうすれば減るのかなどを、全員で考えていくべきだと思います。そして、私達中学生も、将来大人になった時に、借金のない幸せな日本国を築いていくことが出来るように、このような作文をきっかけに、税金について関心を持ち、税金の使い道や借金などについて、考えたり、話し合っていくことが大切だと思います。

平成28年度分個人の特別区民税・都民税の申告

平成28年1月1日現在、中央区に住所を有し、平成27年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、3月15日(火)までに申告してください。また、公的年金などの収入が400万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下の場合、確定申告が不要とされています。この場合であっても、住民税の申告は必要となる場合があります。

申告の必要がない方
給与所得のみで支払者から給与支払報告書が区に提出されている方
・税務署に所得税の平成27年分確定申告をする方
区に申告する必要があると思われる方には、2月中旬に申告書などをお送りします。なお、区内に住所を有しない方で、平成28年1月1日現在、中央区内に事務所、事業

ふるさと納税の拡充
都道府県・区市町村に対する寄附金(ふるさと納税)を支出した場合における特例控除額の上限が所得割額の10%から20%になります。また、平成27年4月1日以後に支払ったふるさと納税について、一定の要件に該当する場合は、確定申告をすることなく、税制上の優遇措置を受けられる申告特例制度(ワンストップ特例制度)が設けられました。

平成28年度から適用される 個人住民税の主な改正

公的年金からの特別徴収(差し引き)制度の見直し
公的年金からの特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収額が前年度分の公的年金などにかかる年税額の2分の1に相当する金額になるなどの見直しが行われます(別表1のとおり)。

別表1
改正前
仮徴収額(4・6・8月分)
前年度の本徴収額÷3
本徴収額(10・12・翌年2月分)
(年税額-仮徴収額)÷3
改正後
(前年度分の年税額×1/2)÷3
(年税額-仮徴収額)÷3
国税務課係
☎(3546)5270

税理士会による無料申告相談

税理士による確定申告の無料申告相談を行います(日時・会場などは別表2のとおり)。
◎確定申告に必要な書類などをご持参ください(ただし、土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合を除きます)。
◎申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
東京税理士会日本橋支部
☎(3662)3979
東京税理士会京橋支部
☎(3553)1788

別表2

日時	2月1日(月)～10日(水) (土・日曜日を除く)	2月3日(水)～15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
会場	午前9時30分～正午、午後1時～5時(受付は午後4時まで) ◎会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切る場合がありますので、ご了承ください。	
会場	月島区民センター1階会議室	日本橋公会堂2階集會室
主催	京橋税務署	日本橋税務署
受託	東京税理士会京橋支部	東京税理士会日本橋支部